

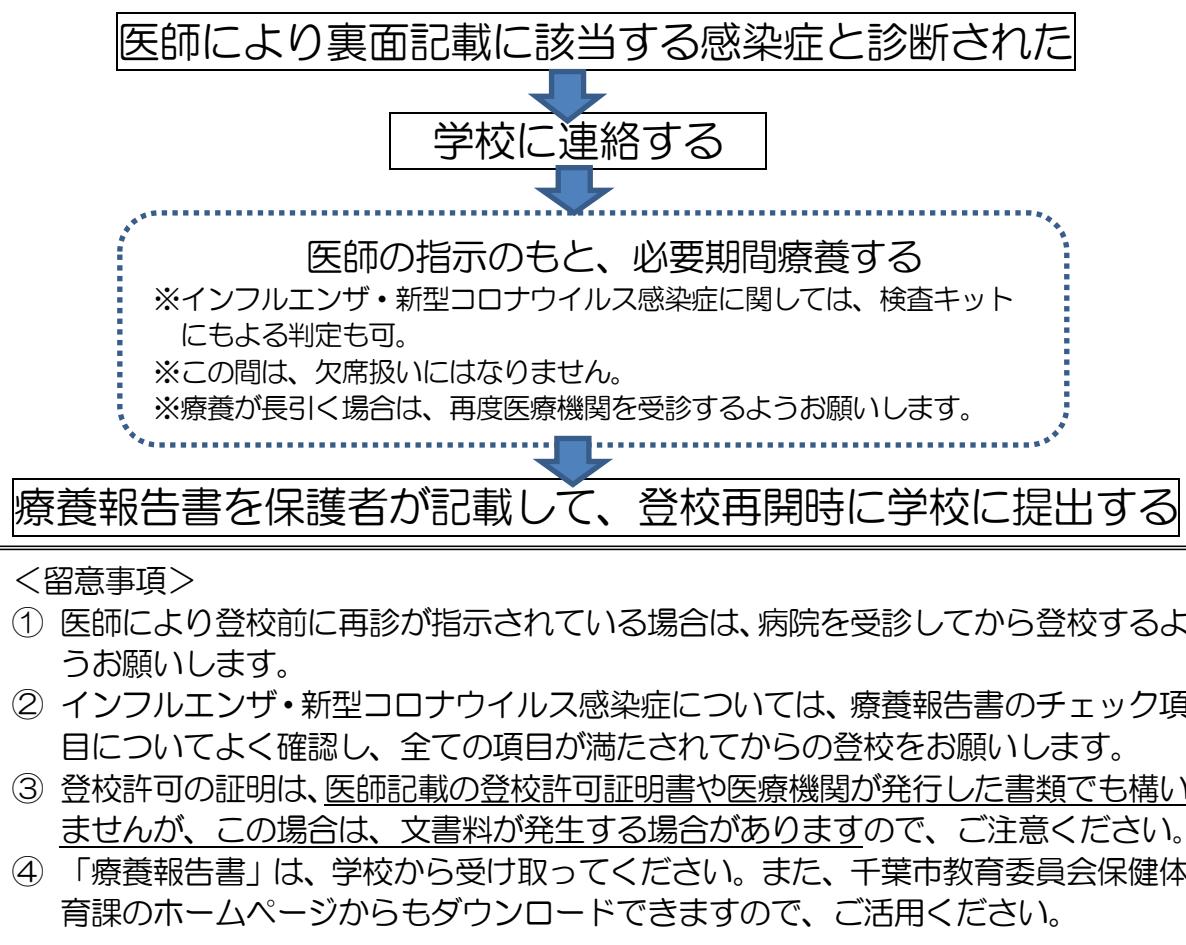
学校において予防すべき感染症による出席停止手順

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18条・19条）に規定されているとおりです。

医師により裏面記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症出席停止期間（例）

	発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目
インフルエンザ	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能
	発熱 出席停止	発熱	解熱	平熱	平熱	平熱	登校可能	
新型コロナウイルス感染症	発熱・咳 出席停止	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	解熱・咳	平熱・咳改善	症状軽快	登校可能
	発熱・咳 出席停止	発熱・咳	解熱・咳改善	平熱・咳改善	症状軽快	症状軽快	登校可能	